

平成26年10月1日

組合員、契約者並びに関係者 各位

東京都火災共済協同組合、東京都中小企業共済協同組合
両組合の合併に関するご案内

東京都火災共済協同組合
理事長 飯島 玲光

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より両組合の共済事業につきましては、格別のご愛顧並びにご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども両組合の根拠法であります中小企業等協同組合法(以下「法」という)が改正され、この度「東京都火災共済協同組合」と「東京都中小企業共済協同組合」は平成26年10月1日をもって合併し、「東京都火災共済協同組合(通称:とうきょう共済)」として新たなスタートを切りました。

9月30日までに東京都中小企業共済協同組合と締結しました共済契約につきましては、10月1日より東京都火災共済協同組合にそのまま継承されており、ご契約者様が行う手続きはございません。また補償内容につきましても変更はございません。

東京都火災共済協同組合は中小企業者の相互扶助の理念のもと、昭和32年法に則り、火災等の事故により中小企業者の財産に生じる経済的損失を補償することを目的として設立されて以来、中小企業者のための都内唯一の共済としての使命を果たしてまいりました。また、本組合では火災共済事業しか行えないため、組合員のニーズに応えるべく、火災共済以外の事業が行える東京都中小企業共済協同組合を昭和48年に設立し、生命、傷害、自動車事故等の災害事故に対する備えといたしまして皆様の負担に応えてまいりました。しかしながら、両組合は表裏一体であるにもかかわらず、法制上組織が異なることで効率性や利便性に欠ける点もございました。

そこでこの問題を解決すべく予てより全国連合会を中心に、全面的な総合共済化運動を続けてまいりました結果、去る平成24年9月12日に法の一部が改正公布され、その中で火災共済協同組合の類型が廃止されたことにより、本組合にとって60年来の悲願でありました一つの組織ですべての共済事業の実施が可能となりました。

この合併により、分散していた経営資源の統合による経営効率化を図り、組合員をはじめとする契約者の高度化・多様化するニーズにも応える総合共済化を進め、経営体質を強化し強固な経営基盤を構築することで、「相互扶助・相互信頼」の理念に基づいた中小企業者のための共済事業のより大きな飛躍に大きく貢献できるものと確信いたします。

今後も組合員、ご契約者並びに関係者の皆様にはご理解賜り、より一層ご支援ご協力下さいますようお願い申し上げます。

敬具